

摂津市郵便入札郵送要領

事後審査型制限付一般競争入札は郵便による入札とします。郵送にあたっては、次の事項に留意してください。

1 入札書等の郵送方法

(1) 郵送方法

ア 配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。

(ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出してください。)

イ 入札書等をアに示した以外の方法(普通郵便、配達日指定郵便でないもの、持参、FAXによる送信)により提出された場合、入札書は無効となります。

(2) 入札書等の郵送に際しては、市が指定する中封筒と外封筒(設計図書等の購入の際に指定販売店で受け取る)を必ず使用してください。

ア 中封筒に入れる書類

- ・入札書(様式第2号)
- ・工事費内訳書(様式第3号)

イ 外封筒に入れる書類

- ・入札書及び工事費内訳書を入れた中封筒(中封筒は封かんしてください。)
- ・事後審査型制限付一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ・同種又は類似工事の施工実績調書(様式第4号)
- ・配置予定技術者の資格・工事経験調書(様式第5号)
- ・資本関係・人的関係調書(様式第6号)
- ・手持工事状況調書(様式第11号)
- ・設計図書購入確認書(様式第15号)
- ・その他公告で求める書類

2 入札書等の配達指定日等

(1) 入札書等の配達指定日は、入札公告で示された日とします。

(2) 配達日指定郵便は、差し出された日の翌々日から起算して10日以内の日しか配達日を指定できません。したがって、遅くとも配達指定日の2日前までには、郵便局に差し出す必要があります。(詳しくは最寄の郵便局で確認してください。)

(3) 配達指定日以降に到着した入札書は無効となります。

3 その他

- (1) 1・2に記載する事項のほか、摂津市建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱、摂津市建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱に基づく入札に係る共通公告事項、入札公告及び設計図書を遵守してください。
- (2) 入札書等を提出する前に、必ず別添のチェックシートで確認してください。